



松田町第5次総合計画 基本構想

緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田



平成 23 年 3 月

神奈川県 松田町



〈町制施行 100 周年記念事業 絵画の部 県知事賞 後藤桃香さん〉

松田町第5次総合計画 基本構想

緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田



平成 23 年 3 月

神奈川県 松田町

松田町第5次総合計画の発行にあたって

平成23年度を初年度として、8年間で計画期間とした「松田町第5次総合計画」がスタートいたします。

計画の策定につきましては、平成21年の町民意向調査から始まり、分野別のまちづくり座談会や町民懇話会、10回にわたる総合計画審議会の開催など、幅広い町民のかたからの意見などを踏まえた計画づくりを進めてきました。

近年の人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行、産業・就業構造の変化、地球的規模での環境問題の深刻化、循環型社会や低炭素社会への転換、高度情報化時代の到来、地域主権型社会への移行など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきているほか、町民の意識やニーズも多様化・複雑化してきています。

この計画では、これまでのまちづくりの蓄積を活かして、「町民の誇りと愛着を育む松田らしさ」「だれもが住み続けることのできるまちづくり」「小さいまちだからできるまちづくり」を基本姿勢として、将来像である「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ、きらめく松田」の実現に向けた取り組みを進め、「住みやすさ・生活しやすさ」を追求し、「松田スタイルの確立」をめざします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆さまをはじめ、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員、町議会議員の皆さまならびに関係各位のご協力に対し、心から感謝申し上げます。今後とも町政の推進のために、一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

平成23年3月

松田町長

島村俊介



松田町第5次総合計画 基本構想

目次

- 松田町民憲章
- 松田町の花、木、鳥、樹(き)、音

第1編 総論

第1章 総合計画の策定の趣旨	2
1. 策定の意義	
2. 計画の構成と期間	
第2章 松田町の歩みと概況	3
第3章 町民の期待	4
第4章 これからのまちづくりの方向性	11
第5章 まちづくりの基本的課題	13

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本姿勢	18
第2章 まちづくりの目標	19
1. 将来像	
2. 施策形成	
3. 施策形成の概念図	
4. まち空間形成の観点	
5. 成果の継承と広域行政の観点	
6. 将来人口フレーム	
第3章 施策の大綱	28
1. 自然豊かな美しい環境を育む（自然・景観）	
2. 安全で心地よい環境を育む（都市基盤・生活環境）	
3. 元気と心かよう安らぎを育む（健康・福祉）	
4. 未来をひらく人と文化を育む（教育・文化）	
5. 創造性豊かな活力を育む（産業）	
6. みんなが誇れるまちを育む（行財政、自治・まちづくり）	
第4章 まちづくり戦略「定住化」	32

第3編 資料編	38
---------	----

松田町民憲章

(平成元年 5 月 15 日制定)

富士や丹沢を源にする清流と豊かな緑に恵まれ、古来から交通の中心であるあしがらの地松田町は、わたくしたちの誇りです。

わたくしたちは、この美しい自然と人びとがいきいきと調和した、魅力あるまちの限らない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- 1 恵まれた水と緑を大切にし、うるおいのあるまちをつくります。
- 1 豊かな人間性を育み、文化の香り高いまちをつくります。
- 1 健康な心とからだをきたえ、活力にあふれるまちをつくります。
- 1 郷土を愛し、平和に満ちた心のかよいあうまちをつくります。
- 1 互いに助け合い、愛の輪が広がるまちをつくります。

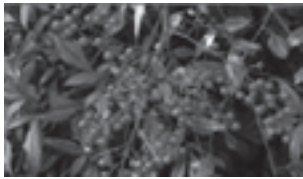
松田町の花「コスモス」・木「ナンテン」・
鳥「セグロセキレイ」・樹（き）「桜」・音

(順不同)

町の花「コスモス」



町の木「ナンテン」



町の鳥「セグロセキレイ」



町の樹「桜」



町の音 吉沢実 作曲



「松田町章」



町章説明

西丹沢の美しい山なみと酒匂川の清流とを「マ」という字に形どり二つのコ（弧）によって互いに手をつなぐ隣人融和の精神を表現しています。

第1編 総論



第1章

総合計画の策定の趣旨

1. 策定の意義

・総合計画とは

町や国、県などの行政機関はもとより、町民、グループ、団体、企業等により、主として町域において展開される諸活動のうち、町が直接、または間接的に促進、支援、期待するものを網羅し、取りまとめている計画です。

また、町民各界の代表（者）により構成されている「総合計画審議会」による検討、協議を始め、広く議会、町民、団体等の参加を得て策定される計画であるとともに、町が直接、間接的に関与して策定する分野別の（個別計画）を集大成し、その頂点となる計画です。

・策定の意義

松田町は、平成13年度を初年度に「緑と清流の生き生き・まつだ」を将来像とした松田町総合計画21を策定し、その将来像の実現に向けて様々な施策を総合的に進めてきました。

しかしながら、松田町総合計画21を策定後10年が経過して、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化、地球的規模での環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来、価値観・生活スタイルの多様化などが、新しい潮流となってきています。

この計画は、こうした時代の大きな転換期を迎えるなかで、変化する社会情勢や多様化・複雑化する町民意識、ニーズを的確に受けとめ、町の総合計画として、これからのまちづくりの指針となるものです。

2. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「まちづくりアクションプログラム」から構成します。



「基本構想」：松田町におけるまちづくりの基本理念を示すとともに、めざすべき町の将来像を明らかにし、その将来像を実現するため、施策の大綱を定めたものです。
計画期間は平成23年度を初年度とし、平成30年度までの8年間とします。

「まちづくりアクションプログラム」

：基本構想を実現するための分野別の主要な施策と取り組み事業を示したものです。
前期計画における目標指標を明らかにし、目標達成に向けた取り組み、実施主体、実施時期などを具体的に示しています。
まちづくりアクションプログラム前期の計画期間は平成23年度を初年度とし、平成26年度までの4年間とします。

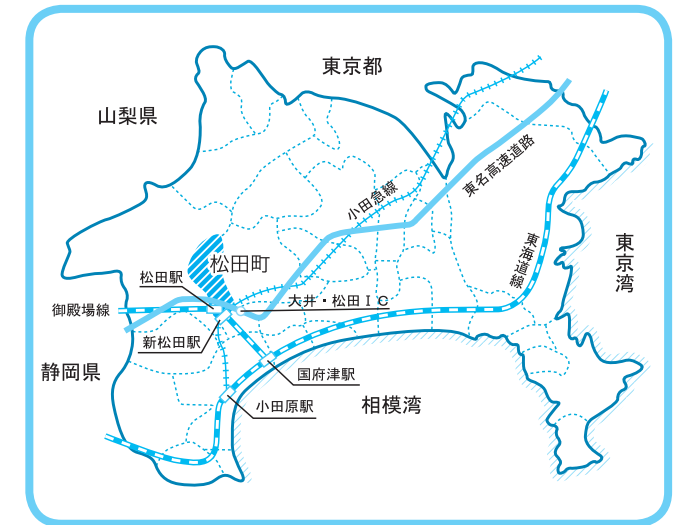
第2章

松田町の歩みと概況

(1) 位置・地勢

松田町は神奈川県西部、足柄上郡のほぼ中央部に位置し、東京都心から約70km圏、県都横浜から約50km圏の距離にあり、町は東部を秦野市、西部及び北部を山北町、南部を開成町、大井町に接し、東西4.77km、南北12.12kmの南北に長い地形で総面積3,775haの町域を有しています。

また、広域都市圏としては、小田原市を中心とする県西地域の北部に位置するとともに、2市8町などで広域行政圏を形成しています。



(2) 町の成り立ち

松田町は、平安・鎌倉時代の波多野・松田氏や戦国時代の小田原北条氏、江戸時代には小田原藩の大久保・稲葉氏などの支配を受け、旧松田町となる3村は小田原城の城付地としての役割を果たすほか、古来より旅人の箱根越えの要所となる足柄街道の主要の町として発展をとげてきました。

その後、明治22年の東海道線（現在の御殿場線）や昭和2年の小田急線の開通にともない、松田町が交通の要衝地として足柄上郡の経済や行政の中心としての役割を担ってきました。

また、昭和30年には、寄村と合併し、現在の町域となりました。

その後の高度経済成長にあわせ、東海道本線や東海道新幹線、東名高速道路の開通や大井松田ICの設置など、広域的な交通基盤の整備により交通の利便性が飛躍的に高まり、小田原市をはじめとして南足柄市や秦野市、大井町などの近隣の市町に多くの企業の立地・集積が進み、こうした市町における都市化の進行にともない、地域としても大きく発展・成長をとげてきました。

そうしたなかで、松田町においても地域の発展・成長の力を的確に受けとめながら、限られた町域のなかで、住宅都市としての受け皿づくりを進め、順調な人口増加や産業の集積などにより町の発展・成長につなげてきました。

しかし、近年では、これまでの人口や産業の集積などにより支えられてきた持続的に成長するまちづくりから人口減少社会の到来などにともない、新しいまちづくりに向けた取り組みを進めていくことが求められてきています。

第3章

町民の期待

松田町では、総合計画の策定にあたり、町民の意向を積極的に反映していくため、町民意向調査や分野別まちづくり座談会等を実施してきました。

町民意向調査は町内の全世帯を対象とし、1,509 人の方からの回答があり、回答率は 33.2%となっています。

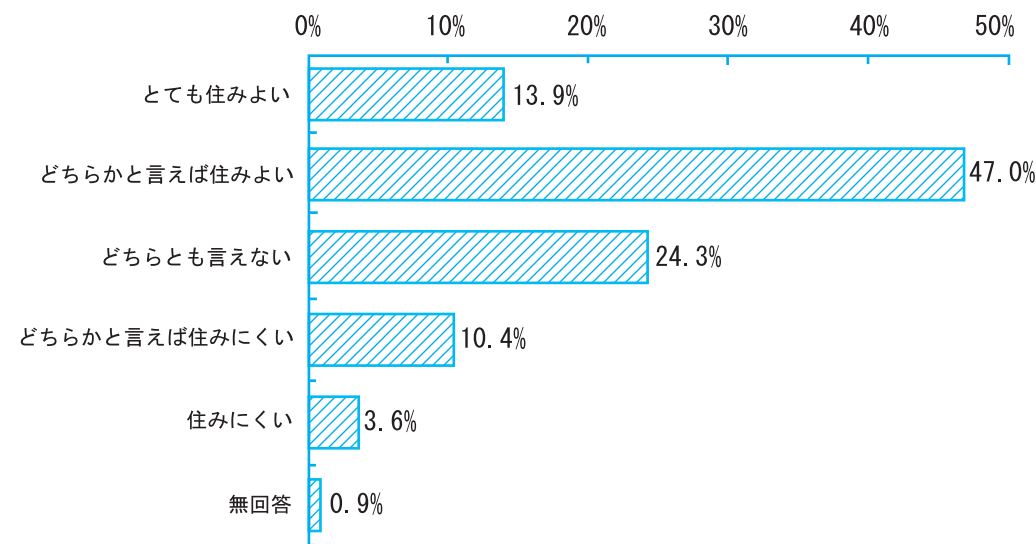
また、分野別まちづくり座談会では、様々な団体などの方々からまちづくりをはじめ、多くのご意見をいただきました。

■町民意向調査■

○松田町の住み良さでは・・・

6 割の人が、松田町は住みよいと感じています。

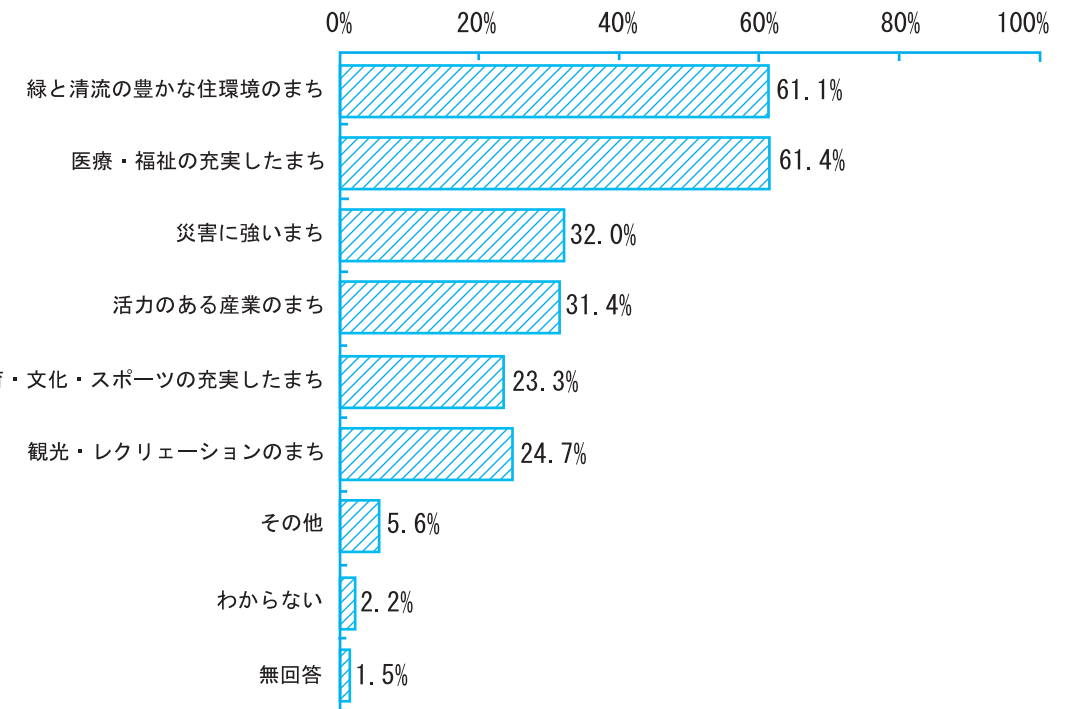
- ・住みよい主な理由では、「交通が便利である」「豊かな自然環境に恵まれている」「自分が生まれ育ったところである」「自分の家や土地がある」が上位にあげられています。
- ・地域別では、松田惣領で 67.3%、松田庶子で 64.7%となっているほか、神山で 53.1%、寄で 44.4%となっています。



○松田町の将来に向けたまちづくりでは・・・

医療・福祉の充実とともに、緑と清流の豊かな住環境を有し、災害に強く、活力のある産業のまちが望まれています。

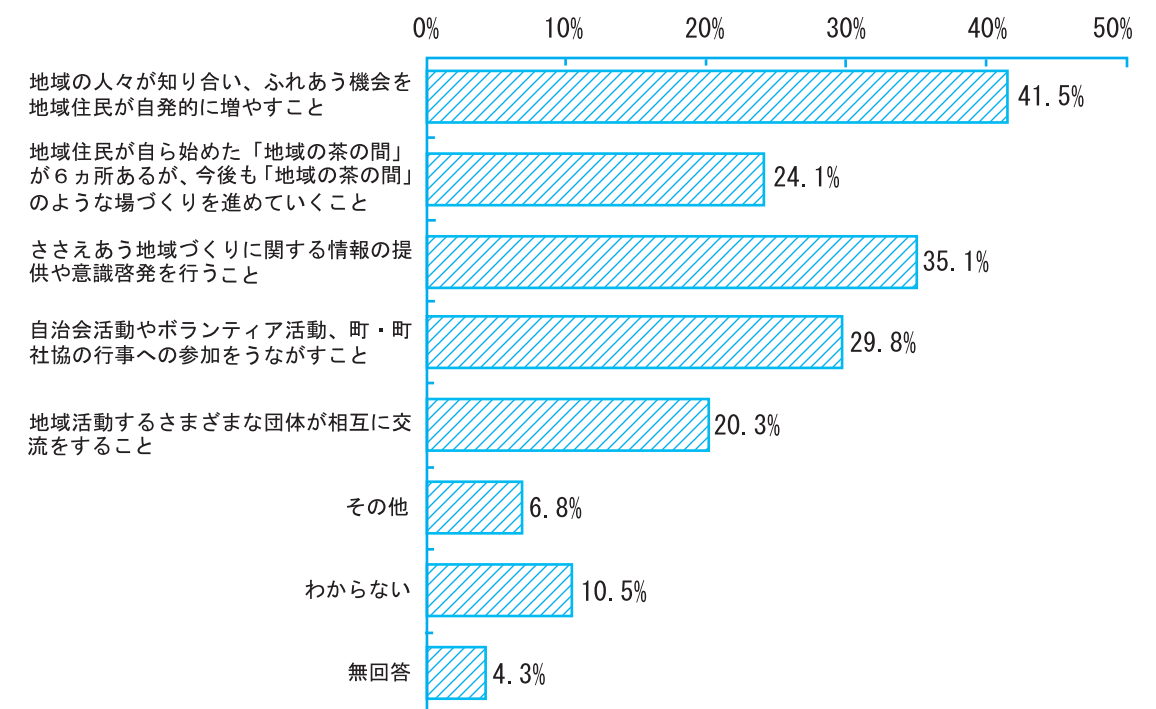
- ・地域別では、いずれの地域においても「医療・福祉の充実したまち」「緑と清流の豊かな住環境のまち」があげられているほか、松田惣領や松田庶子では「災害に強いまち」、神山や寄では「活力のある産業のまち」が望まれています。



○身近な地域づくりでは・・・

地域の町民が知り合い、ふれあう機会を自発的に進めていくほか、地域づくりに関する情報の提供や意識啓発、自治会活動やボランティア活動、町や社会福祉協議会の行事等への参加を促していく必要があると感じています。

- ・地域別では、いずれの地域においても地域住民の自発的な活動のほか、地域づくりなどに関する情報の提供や町民の意識啓発、多様な活動への積極的な参加が期待されています。

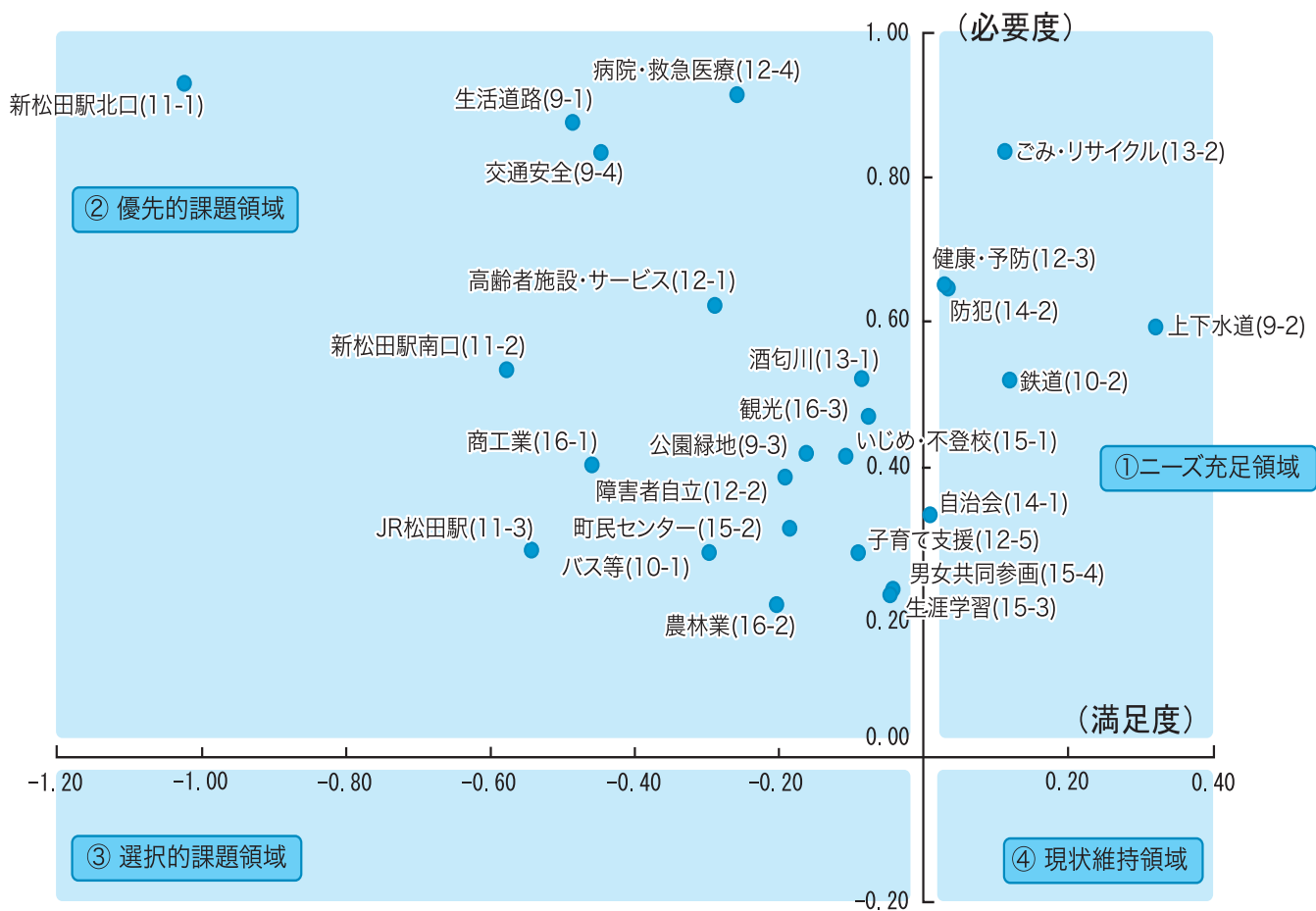


○町の施策や事業の取り組みへの満足度・必要度では・・・

「下水道や上水道などの整備」「鉄道運行体制の充実」「ごみの減量、分別収集、リサイクル対策」などで評価が高い一方で、「現在の小田急新松田駅前北口の整備状況」や「小田急新松田駅前南口の整備状況」「御殿場線松田駅前の整備状況」「家のまわりの生活道路などの整備」「商工業の振興」「交通安全対策」などで評価が低くなっています。

○満足度・必要度

- ・散布図の横軸に「満足度」、縦軸に「必要度」をとり、その度合を表すとともに、それぞれの基準値（0.00）にもとづき、各分野の施策を4つの領域に区分する。
- ①満足度が高く、必要度が高い領域：ニーズ充足領域
- ②満足度が低く、必要度が高い領域：優先的課題領域
- ③満足度が低く、必要度が低い領域：選択的課題領域
- ④満足度が高く、必要度が低い領域：現状維持領域



設 問	項 目	満足度	必要度
問 9	1. 家のまわりの生活道路などの整備	- 0.49	0.88
	2. 下水道や上水道などの整備	0.32	0.59
	3. 身近な公園や緑地などの整備と保全	- 0.16	0.42
	4. 交通安全対策	- 0.45	0.83
問 10	1. バスの経路や本数などの公共交通の便利さの向上	- 0.30	0.28
	2. 鉄道運行体制の充実	0.12	0.52
問 11	1. 現在の小田急新松田駅前北口の整備状況について	- 1.02	0.93
	2. 現在の小田急新松田駅前南口の整備状況について	- 0.58	0.53
	3. 現在の御殿場線松田駅の整備状況について	- 0.54	0.28
問 12	1. 高齢者が健康で生きがいを持って暮らすための施設やサービスについて	- 0.29	0.62
	2. 障害のある方が地域で自立して暮らすための活動や行事	- 0.19	0.39
	3. 町民健康診査や生活習慣病の予防と対策について	0.03	0.35
	4. 病院、救急医療などの住民に身近な医療体制	- 0.26	0.91
	5. 子育て支援体制について	- 0.09	0.28
問 13	1. 酒匂川などの河川整備状況について	- 0.08	0.52
	2. ごみ減量、分別収集、リサイクル対策について	0.11	0.84
問 14	1. 自治会組織への加入と活動について	0.01	0.33
	2. 地域ぐるみでの防犯組織体制について	0.03	0.65
問 15	1. いじめや不登校や暴力などの対策について	- 0.11	0.41
	2. 町民文化センターの現状について	- 0.18	0.31
	3. 生涯学習について	- 0.04	0.22
	4. 男女共同参画社会づくりについて	- 0.04	0.23
問 16	1. 商工業の振興について	- 0.46	0.40
	2. 農林業の振興について	- 0.20	0.21
	3. 観光振興について	- 0.08	0.47

〈必要度・満足度の評価の見方〉

- 満足度
 - ・各項目を5段階評価の評価基準を「満足している」＝2点、「やや満足している」＝1点、「普通」＝0点、「やや不満である」＝－1点、「不満である」＝－2点として各項目に対する評価を得点化し、平均値（加重平均）を求める。
 - ・加重平均が高いほど、その項目に対する満足度が高い。
- 必要度
 - ・各項目を5段階評価の評価基準を「とても必要である」＝2点、「多少必要である」＝1点、「普通」＝0点、「あまり必要でない」＝－1点、「必要ない」＝－2点として各項目に対する評価を得点化し、平均値（加重平均）を求める。
 - ・加重平均が高いほど、その項目に対する必要度が高い。

町民意向調査：分野別での主な意見

【生活環境】

- 家のまわりの生活道路などの整備
 - 道路がせまい、歩道がない、街灯がない、路上駐車が多い
- 交通安全対策
 - 街灯、カーブミラー、ガードレール等の設置、歩道の設置、路上駐車が多い

【交 通】

- バスの経路や本数などの公共交通の便利さの向上
 - 運行本数が少ない、夜間バスの運行、新松田駅周辺の整備、コミュニティバス・デマンドバスの運行

○現在の小田急線新松田駅前北口の整備状況

駅前広場・ロータリーの整備、歩道の設置、商業施設の誘致、小田急新松田駅とＪＲ松田駅の連絡通路の整備、送迎時の駐車スペース

○現在の小田急線新松田駅前南口の整備状況

駐車場の整備、早期整備の完了、送迎の駐車スペースの確保

○現在のＪＲ松田駅の利用状況

スイカ・パスモの利用

【健康・福祉】

○高齢者が健康で生きがいを持って暮らすための施設やサービス

高齢者が生きがいを持って暮らすための体制の整備、活動の場づくり

○障害のある方が地域で自立して暮らすための活動や行事

バリアフリー化の推進、情報・広報活動の充実、支援体制（相談）の充実

○町民健康診査や生活習慣病の予防と対策

健康診査の年齢の引き下げ、毎年健診の実施、健診の無料化

○病院、救急医療などの町民に身近な医療体制

足柄上病院の充実（診療科目、夜間、救急など）、病院が少ない、夜間・休日診療ができる病院が少ない、救急車・救急救命士の配置

○子育て支援体制

学童保育の土・日・夜までの対応、保育園・保育所の整備、学童保育の質の向上・充実、高齢者の子育て支援への参加

【環 境】

○ごみの減量、分別収集、リサイクル対策

資源ごみ・プラスチックごみの回収日を増やす、ごみ集積所の整備・充実、リサイクル情報が少ない、分別の徹底・広報の充実、分別の細分化

【自 治】

○自治会組織への加入と活動

自治会への未加入者の増加、自治会活動の減少、参加者の減少、新旧住民の融和ができない、参加しづらい

○地域ぐるみの防犯組織体制

防犯パトロール体制強化、情報公開が不十分、防犯灯・カメラ等の設置、活動状況がわからない

【教育・文化】

○いじめや不登校や暴力などの対策

教師等の積極的な取り組み、情報が伝わってこない（学校と親との情報交換）

○町民文化センターの現状

施設の有効活用、広報の充実、開館時間が短い、図書館の充実、駐車場が狭い、子どもや若者向けのイベントの開催

○生涯学習

広報やホームページでの情報提供、子どもや勤労者などが参加できる企画、活動の成果を発表できる場が縮小されている、だれもが参加できるシステムづくり

【産 業】

○商工業の振興

町全体での地域活性化、買い物に行きたくなる商店街に、大型店の誘致、空き店舗の活用、土・日に店を閉めている所が多い

○農林業の振興

林業の活性化・対策の充実、野菜の直売所などの整備、農林業の後継者がいない、地元の物産が少ない、耕作放棄地が多い、地産地消の推進、間伐材の活用・利用

○観光振興

イベント情報のＰＲ・アピール、寄地区の資源が活かされていない、伝統祭事の復活、商店街の活性化・賑やかさ

■分野別まちづくり座談会の主な意見・提言など■

〈ＰＴＡ連絡会〉

- ・部活動などを含めて、松田地区と寄地区の子どもたちが一緒に活動のできる状況や施策が必要である。
- ・松田地区と寄地区の交流的な展開を行うことが必要である。
- ・松田地区と寄地区が一体となる施策の展開が必要である。
- ・学校や地域を含めた魅力ある地域づくりが必要である。
- ・寄地区の幼児教育と学校教育について、幼稚園をはじめ、小中学校の教育のあり方を真剣に検討する必要がある。

〈農業委員会〉

- ・高齢者が、手軽に買い物ができる施策が必要である。
- ・町の有する資源を都会などにアピールできるような施策が必要である。
- ・観光農業ができる体制づくりが必要である。

〈商工青年会〉

- ・交通弱者への買い物環境づくりが必要である。
- ・新松田駅周辺における夕方の時間帯での交通渋滞の解消に向けた取り組みを進めていく必要がある。
- ・地域リーダーなど、地域活動の主体となる人材の育成を進める必要がある。
- ・働く女性に対応した商業施設や商品を整えていく必要がある。

〈不動産関係〉

- ・環境の変化に対応した取り組みが必要である。
- ・鉄道交通の利便性が活かされていない。

〈交通指導隊〉

- ・子どもから高齢者のだれもが安全・安心に暮らしていくことのできる環境づくりが必要である。

〈老人クラブ連合会〉

- ・過疎化や高齢化にともない、買い物に行くことが難しくなっている。

〈商工振興会〉

- ・人口減少と高齢化に向けた対策を積極的に進めていく必要がある。
- ・若い世代が魅力の持てる地域づくりを進めていく必要がある。

〈環境美化推進委員会〉

- ・環境を守る対策を積極的に進めていく必要がある。
- ・新松田駅周辺における総合的な整備に取り組んでいく必要がある。

〈自治会長〉

- ・町は日常生活が便利になる取り組みを考えるべきである。
- ・町だけが取り組むのではなく、自治会ができることは自治会が行っていく時期を迎えている。
- ・商店が協力して配達などを行うことで、地域交流や商業の活性化にもつながる可能性がある。

〈民生委員・児童委員協議会〉

- ・寄地区の持つ豊かな自然を積極的に活用し、観光などの充実を図っていく必要がある。
- ・高齢化の進行に対応した買い物環境の充実を図っていく必要がある。
- ・地域の潜在的なボランティアを把握し、地域活動の協力体制を確立していく必要がある。

〈消防団〉

- ・消防団のあり方を町民に伝えるため、消防団活動をPRしていただきたい。
- ・昼間地域にいる消防団員を一つの分団として、各分団関係なく、活動できる体制が必要と考える。また、シルバーの方を活用することも必要である。
- ・町は消防団員を確保することに非常に苦労している。自治会のなかでも消防団活動のPRをしていただければ団員確保につながると考える。

〈保健福祉関係〉

- ・生活環境問題で、リサイクルの必要性、方法を科学的に検討する必要がある。
- ・広報紙などを通じて分別、リサイクルの行方とかを特集することが重要である。
- ・足柄上病院のさらなる充実のための要望をお願いしたい。
- ・定住化に取り組むためには、若い世代に住みやすい環境づくりを推進するため、子どもに対する手厚い施策を行うことが重要である。

第4章

これからのまちづくりの方向性

(1) 時代の転換期のまちづくり

わが国では、人口減少や急速な少子高齢化を背景に、成長型社会から成熟型社会へと移行するなかで、価値観も含めて根本的なシステムの変革が求められています。そして、分権型社会への移行とともに、厳しい社会経済情勢のなかでいかに自主・自立的なまちづくりを進めていくかが問われています。

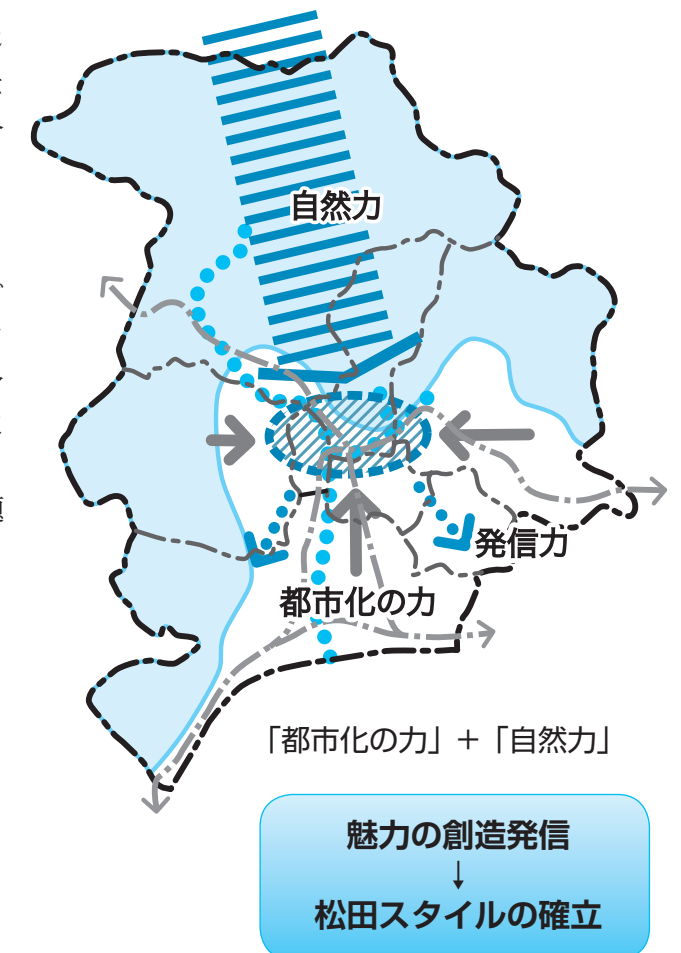
こうしたなかで、まちの豊かさや住み続けることに値するまちのあり方などについてしっかりと議論し、ビジョンとして明確化することが重要になっています。これまでのまち・地域の成り立ちを知り、改めて地域の良さや価値観を発見し、認識することが大切で、従来の経済的観点からではなく、地域固有の真の豊かさを明らかにし目標へと変えていく必要があります。そして、まち・地域の人々が共感できるビジョンを描き、それを実現するための地域をはじめとする力を結集し、戦略をもってまちづくりに挑戦していくことが重要になっています。

(2) これからの松田町づくりの方向

松田町は丹沢山系や箱根外輪山をはじめとする緑豊かな山々、中津川・酒匂川・川音川などの河川といった豊かな自然環境に恵まれ、早くからJR御殿場線、小田急線、東名高速道路大井松田IC、国道246号線などの交通基盤が整い、その自然や交通の利便性を活かし、人口や産業、観光・レクリエーション機能などの集積を高めてきました。また、富士箱根伊豆交流圏、酒匂川流域の都市づくり、花と水の交流圏づくりなど、広域的な都市との連携による魅力ある圏域づくりも進んでいます。

しかし、こうした足柄平野の発展・成長も近年、秦野市、開成町、大井町以外は、小田原市をはじめとして、人口は減少傾向になっており、まちなかの再生をはじめとして、新たなまちづくりが各市町で展開されています。

こうしたなかで、町は、限られた町域のなか、交通利便の立地を活かして、都市化を受けとめ、住宅都市としての特性を高めるとともに、ハーブガーデンなどの整備や桜まつりなどの魅力あるイベントの開催、水と緑の豊かな自然を活かした身近なレクリエーションの場づくりなどを積極的に進めてきました。しかし、依然として人口減少、駅周辺の機能低下をはじめ産業の停滞などの課題が積み残されています。



また、過去5年間の人口数を見ますと、転出者が転入者を上回り、さらに出生数の低下により自然減となっているため、毎年人口が減少しています。

この人口の減少は、労働力人口の減、消費者の減にともなう市場の縮小、また、経済の中長期的な成長に影響をおよぼすおそれがあると思われます。また、税収が減少する一方で、高齢化による社会保障費・医療費が増大するなど財政が硬直化し、行政サービスが低下する要因となることも考えられます。さらに都市部との経済力の格差の一層の拡大、地域社会の活力、自治会や集落機能の低下、耕作放棄地の増加や、森林の荒廃による自然災害の発生危険度の増大など、大きな影響が生じると予想されます。

これらを踏まえ、定住対策として、町が抱えている課題・取り組みについて、松田町の自然環境、交通網、安全対策、福祉環境なども考慮し、検討する必要があると考えます。

総合計画の策定にあたり、地域住民の参加を得て、町民と町の協働による定住化対策を検討していくためにも、人口減少の現状、人口減少が地域にもたらす影響など、積極的に情報を発信し、町民との対話により相互理解を図るとともに、一緒に考え、町民の要求から提案へと町民の主体性の発揮を促すことが必要であると考えております

平成22年度松田町総合計画審議会（6月）



第5章

まちづくりの基本的課題

これからの松田町づくりの方向を踏まえ、まちづくりの基本的課題は、次のように整理できます。

（1）町民や来訪者が住みたい、訪れたいと思う魅力をどうつくるか

松田町は山々の緑と酒匂川等の水辺に象徴される豊かな自然に恵まれています。これまでのまちづくりにおいても、この緑と清流の自然、環境を軸として魅力づくりに取り組み、町民の自然に対する評価も高くなっています。しかし、それは町民にとって、また来訪者にとって、真に町の魅力となっているのでしょうか。町民の転出を抑え、交流の拡大や定住化を促進していくうえでは、まちの魅力は大変重要な要素です。町民の暮らしにとって、こうした環境とどのように関わり、快適性や楽しみを享受できるのか。来訪者はその環境を十分満喫できているのか。今一度、一つひとつ具体的に確認していく必要があります。

各地区の特性を踏まえ、「環境」「緑と清流」などを軸としていくとともに、松田・寄の異なる特性の地区からなる町の成り立ちを踏まえ、町としての一体的・全体的な魅力を高めていくことも重要です。

（2）小さなまちでの暮らしやすい環境をどう考え、充実していくか

人口の減少や少子高齢化が進むなかで、町民の医療や福祉に対する不安、生活や交通の利便性に対する不満などが高まっています。こうした町民の不安や不満に対して、約1万人の小さなまちとして、また自然豊かなまちと里の両面の特性を持つまちとしていかに対応していくか、いかに安心できる暮らしやすさを高めていくかが課題です。

森や清流の自然環境との関わりを踏まえながら、安心な暮らし、快適な生活環境、生活利便性などのあり方について、町民生活の視点から、みんなが納得できる整備水準などを明らかにしていく必要があります。

なかでも教育関係では、新たな時代に対応するため、幼保一元化や町内幼稚園、小・中学校のあり方、適正な規模・配置について検討を進める必要があります。

（3）まちの活力につながる交流と暮らしの関係をどう考えるか

松田町では、桜まつりなどの町内外の人々に楽しみを与える歳事、イベントを積極的に展開しています。こうした交流は、地域の産業振興や暮らしの豊かさの創造、まちづくりの牽引力づくりなど、新しい活力の創造や様々な発展の可能性を広げるものであり、これからのまちづくりでも重要な軸となるものです。そして、地域のもてなしなどの協力が不可欠になります。

交流を、これからのまちづくりの発展的な牽引力としていくために、地域の暮らしとの関係を再確認し、地域が様々な交流とどのように関わることを明らかにする必要があります。

（4）持続的なまちづくりをだれが担っていくのか

まちづくりは多くの時間と努力が必要です。そして、町だけでなく、町民や地域の団体、企業など様々な人々の協力と協調が不可欠です。

これからのまちづくりはだれが担っていくのか。まちを愛し、まちに尽くす人をいかに育てていくかが課題です。町の子どもから大人まで、町独自の歴史や環境とのふれあい、体験学習などを通じて、ふるさと意識を醸成し、町民のまちを愛する心を育てていく必要があります。あわせて、町外の人々に対しても、こうしたまち・地域とのふれあいの機会を通じて、まちのファンや応援団づくりなどの仕掛け、仕組みを整えていく必要があります。

（5）小さなまちの限られた財源と人材でこれからどのようなまちづくりを進めるか

厳しい社会経済情勢が恒常化しているなかで、限られた財源と人材でどのようにまちづくりを進めていくか、その具体的なあり方と道筋を明らかにする必要があります。

約1万人の小さなまちのまちづくり、小さいまちだからできるまちづくりとはどのようなものか、それを明らかにし、共有する必要があります。

小さなまちとしてこれまで培ってきた地域のつながりやコミュニティを基本として、町民一人ひとりを大切に、町民として自覚と責任をもち主役になれるような自発的なまちづくりを促していくことが大切です。あわせて、こうした町民との協働のもとに、取り組むべきこととその優先性を明確にし、限られた財源と人材を有効かつ集中的に活かす戦略性を持った集中実現型のまちづくりの推進が必要です。

中津川の清流



最明寺史跡公園（4月）



寄自然休養村 若葉まつり 5月



春のマス釣り大会



第2編

基本構想

第1章

まちづくりの基本姿勢

丹沢山系に連なる山々の緑と清流の豊かな自然を持つ松田町では、この自然環境を後世にしっかりと継承していくべき貴重な財産として守り育むまちづくりと、人と地域が連携するまちづくりを基本としてきました。

これからのまちづくりでは、これまでのまちづくりの蓄積を基本として、さらに町がもつ都市化の力と森、清流の自然力を融合させながら、まちの魅力を高める創造的で発展的なまちづくりを持続的に推進します。「松田町総合計画 21」の基本理念「環境をまもり連携するまちづくり」を踏襲し、交通便利な立地を活かし、森と清流の自然力を町民生活や地域の諸活動に新しい創造的なまちづくりのエネルギー、資源として活用しながら、さらなる魅力と活力の創造と発信、そして定住化を促すまちづくりを推進します。

具体的には、特に、次の3つの視点を重視し、独自のまちづくりを推進します。

(1) 町民の誇りと愛着を育む松田らしさ — 魅力づくり

川、山、里などの豊かな自然環境をはじめ、寺社や伝統芸能などの歴史的資源を活かし、町民と来訪者を引きつける魅力づくりの力を結集させ、町への誇りと愛着の持てるふるさとづくりを進めます。

(2) だれもが住み続けることができるまちづくり — 住みやすさづくり

森と清流の自然環境を活かしたゆとりとうるおいのまちづくりを進めます。
住みやすさ、暮らしやすさが実感でき、町に住み続けたいと思える安全・安心なまちづくりを進めます。

(3) 小さなまちだからできるまちづくり — 持続的なまちづくり

人と人とのつながりや地域のふれあい、コミュニティなど、小さなまちとしての特性を活かし、地域の価値観や魅力を発見し創造しながら、みんなの力をあわせ、高め合いながら進めるまちづくりを、実践を通じて展開します。

第2章

まちづくりの目標

1. 将来像

まちづくりの基本姿勢にもとづき、めざすべき松田町の将来像、まち空間形成、成果の継承と広域行政の展開、将来人口フレーム、そして将来像を実現するための6つの柱（施策の大綱）、まちづくり戦略（定住化）を次のとおり定めます。

将来像

緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田

松田町は丹沢山系や箱根外輪山をはじめとする緑豊かな山々、中津川・酒匂川・川音川などの河川といった豊かな自然環境を有しており、四季の移り変わりを実感しながら、ゆとりある町民生活が営まれています。

酒匂川にはスポーツなどを楽しめる親水性のある公園があり、松田山から寄地区の自然休養村周辺では、ハイキングなどの豊かな自然を活かした森林レクリエーションの場となっており、桜まつりなどのイベントの開催時には多くの来訪者で賑わっています。

この将来像は、こうした山々の緑と酒匂川等の水辺からなる豊かな自然とのかかわりを、さらに共生という観点から深めながら、その自然力を活かし、独自の豊かさと魅力、活力を創造・発信するまちづくりを標榜するものです。

緑と清流のまちとして、「松田」と「寄」の異なる地区の特性に応じたゆとりやうるおいを育みながら、安心して暮らしと環境を楽しむことができる定住化の促進に努めます。また、魅力ある生活スタイルを育み、町を愛し、住みたい、住み続けたいと思える安全・安心なまちの実現をめざします。

この将来像の実現に向けては、町民と町が手を携えながら、小さなまちだからこそできる、きらめくときらめく独自性、先進性をもったまちづくりを着実に進めます。

「住みやすさ・生活しやすさ」の追求

- ・松田山からの富士山、大島は絶景で、箱根の外輪山がとてもきれいに見えるまち
- ・緑と水を活かした景観がとてもきれいなまち
- ・地域の資源との交流・ふれあいが活発な賑わいのあるまち
- ・地域資源を活かし、生きがいを持って働けるまち
- ・緑ゆたかな住環境が整備されたまち
- ・だれもが生涯現役で暮らすことができる医療・福祉の環境が整ったまち
- ・豊かな自然と豊富な歴史、文化資源を活かしたまち
- ・子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援が充実しているまち
- ・農業と連携した魅力ある観光のまち

＜松田スタイルの確立＞

2. 施策形成

まちづくりの基本姿勢は、町がもつ都市化の力と森、清流の自然力を融合させながら、まちの魅力を高め創造的で発展的なまちづくりを持続的に推進します。

また、松田町の交通利便な立地を活かし、森と清流の自然力を町民の生活や地域の諸活動に新しいまちづくりのエネルギー、資源として活用しながら、定住化を促すまちづくりを推進します。

将来像については、まちづくりの基本姿勢にもとづき、めざすべき松田町の将来像を「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく 松田」と捉え、とりわけ住みやすさ、生活しやすさを追求することで、松田スタイルの確立に取り組みます。

これらをふまえ、次の2つを施策形成の観点とします。

施策形成の観点

①まち空間形成の観点

「松田」と「寄」は状況の大きく異なる2つの地区から成り立っています。こうした様々な資源や特徴・特性を活かし、際立たせながら、魅力のある空間づくりを進めます。

②成果の継承と広域行政の推進の観点

松田町におけるこれまでの様々な施策の成果を踏まえながら、新たな時代に向けた見直しを行う必要があります。

これらを念頭に置き、地域のことは地域自らが決めて実行していく「自治」を推進するため、町民との協働はもとより、近隣市町村との連携をより一層強化し、足柄上地域を始め県西部地域の北の玄関口として、交流人口の拡大に努めます。

人口フレーム

将来像の実現を進めていくための施策を含めて、町への定住につながる人口定住化対策を先導的・積極的に展開し、新しい生活スタイルや魅力を高めながら、松田町の将来人口を想定します。

施策の大綱

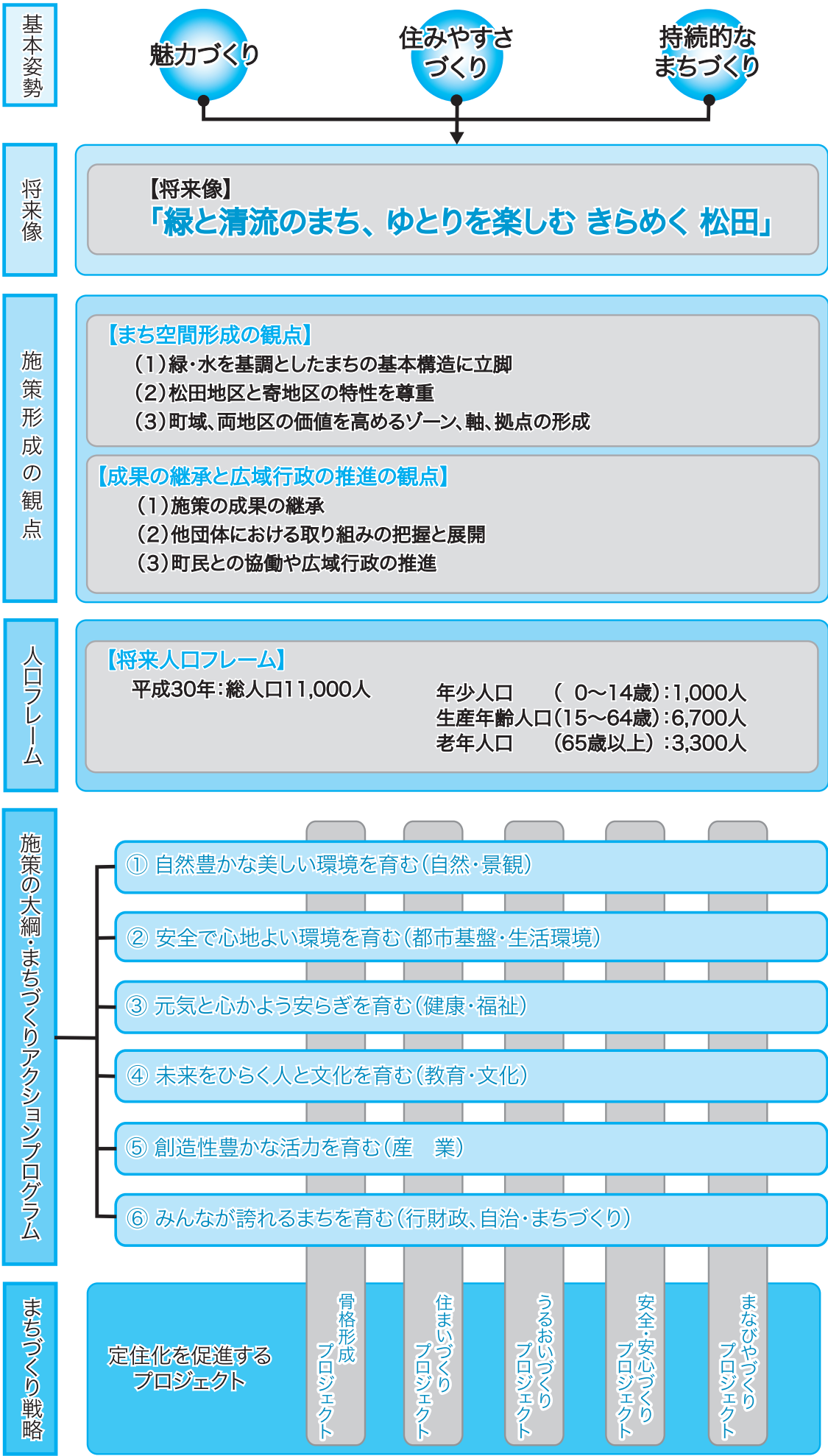
町が取り組む各事業として分野別施策を6つに捉え事業を展開します。

この施策大綱として打ち出している各事業で特に町が重点的に取り組んでいく施策を重点施策と位置づけています。平成23年度から平成26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで、重点的に取り組むべき施策です。

まちづくり戦略（定住化）

基本構想の将来像の実現、定住化をふまえ、平成23年度から平成30年度までの8年間を通して「松田スタイル（魅力づくり）の確立」に戦略的に取り組みます。

3. 施策形成の概念図



4. まち空間形成の観点

松田町は、町域の大部分を占める丹沢山地の山々と町の南部を流れる中津川・酒匂川・川音川などの河川など、森と清流の豊かな自然環境に恵まれています。

また、松田町は松田山の南側に広がる松田と、丹沢・大山国定公園などを抱え、山麓に広がる寄と状況の大きく2つの地区から成り立っています。

こうした様々な資源や特徴・特性を活かし、際立たせながら、魅力のある空間づくりを進めます。

1) まち空間形成の基本的な考え方

松田町の空間特性を踏まえ、まち空間形成の基本的な考え方として、次の3つの方針を定めます。

1 緑・水を基調としたまちの基本構造に立脚

山々の緑と清流からなる豊かな自然環境や景観を守り、育むことを基本とします。また、緑と清流を活かしたまちの魅力づくりを進めます。

2 松田地区と寄地区の特性を尊重

緑と清流のまちとして「松田」と「寄」の各地区の相乗効果を含めた空間構造を形成します。

3 町域、両地区の価値を高めるゾーン、軸、拠点の形成

多彩な資源を活用し、地区の価値観を高めつつ、空間の質的改善・向上を図ります。

2) 空間形成の方向性

松田町の有する豊かな自然環境や景観資源などを守りながらも、町の発展につながる資源として積極的に活用を図り、多彩な交流を支える資源だけではなく、町の特色ある快適環境づくりを進めます。

●ゾーンの形成

町の基本構造を踏まえ「森林地域」と「まち地域」に分け、森林地域では3つの「森林の保全を基本とする保全ゾーン」、「森林を保全しながら活用を図っていく森林レクリエーションゾーン」、「自然を活かした暮らしづくりを進める森・清流文化の里ゾーン」、まち地域では2つの「駅や商店街などを中心に楽しく歩けるまちなかふれあいゾーン」、「水辺のうるおいを活かしたうるおい住まいゾーン」に区分し、各ゾーンの特性に応じた地域づくりをめざします。

【ゾーン】

○森林地域

- ・保全ゾーン：丹沢・大山国定公園や自然環境保全地域を位置づけ、森林の保全を図ります。
- ・森林レクリエーションゾーン：森林などの緑環境の保全を基本としながら、里山や自然体験・学習など自然とのふれあいへの活用を図ります。
- ・森・清流文化の里ゾーン：自然を活かした暮らしづくりの創造・演出を図ります。

○まち地域

- ・まちなかふれあいゾーン：駅や商店街などを中心にして楽しく歩けるまちづくり（特徴的な店舗や歴史的資源などの連絡・回遊）を検討します。
- ・うるおい住まいゾーン：水辺の環境を活かして、うるおいとゆとりのある住宅地づくりを進めます。

●拠点と軸の形成

まちづくりの核となる各拠点の形成とともに、松田地区と寄地区を結ぶ軸の形成をめざします。

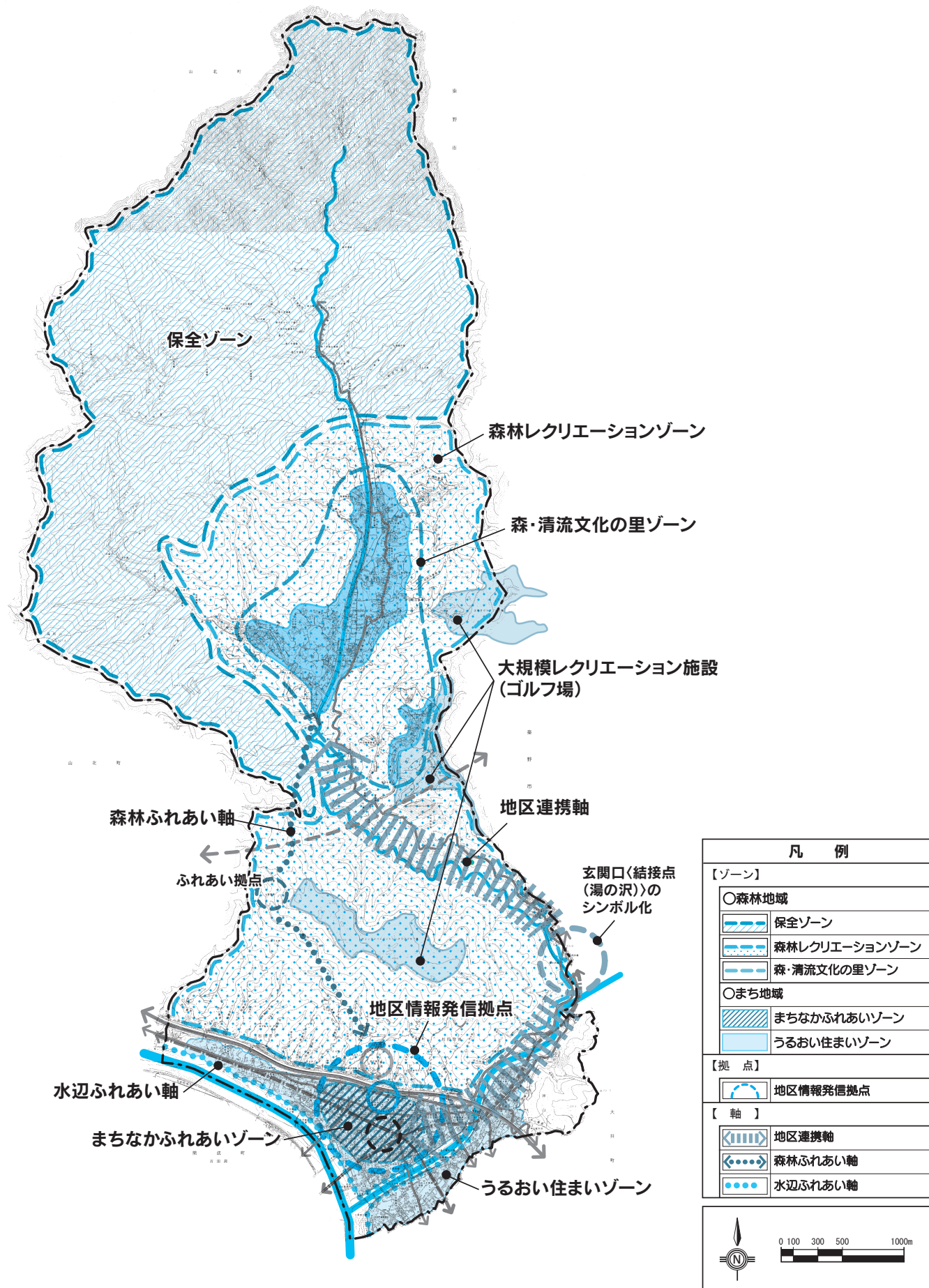
【拠 点】

○地区情報発信拠点：交通拠点（新松田駅や松田駅）や町・文化拠点（町役場・町民文化センター等）、緑・交流拠点（ハーブガーデン等）を位置づけ、町や地域などの様々な情報を受発信できる場として整備します。

【 軸 】

- 地区連携軸：松田地区と寄地区を結ぶ軸として、道路や川並みの修景化、結節点となる湯の沢の玄関口としてのシンボル化、公共交通網の充実・強化を図ります。
- 森林ふれあい軸：松田地区と寄地区を結ぶ軸として自然遊歩道・ハイキングコースを位置づけ、休憩・休息施設などで自然・森林などをはじめとした様々な情報を発信・提供します。
- 水辺ふれあい軸：中津川・酒匂川・川音川を位置づけ、水辺のふれあい環境づくりや川並みの修景化を図ります。

まち空間形成【松田町】



5. 成果の継承と広域行政の推進の観点

松田町はこれまで様々な施策に取り組んできましたが、今後はその成果を踏まえながら新たな時代に向けた見直しを行う必要があります。

これらを念頭に置き、地域のことは地域自らが決めて実行していく「自治」を推進するため、町民との協働はもとより、近隣市町村との連携をより一層強化し、通勤通学の途中に立ち寄りたいまちとして、足柄上地域を始め県西部地域の北の玄関口として、交流人口の拡大に努めます。

(1) 施策の成果の継承

人口減少社会の到来など社会の大きな流れのなかで、従来の町行政が取り組んできた保健や福祉、教育などにおける先駆的な施策の成果を踏まえるとともに、それら新しい時代にふさわしい必要な見直しを加え、推進します。

(2) 他団体における取り組みの把握と展開

国や地方の財政が一層厳しくなるなかで、全国各地でまちおこしやまちづくり、また、定住化の促進に向けて様々な取り組みが展開されています。

松田町としても、それらを時と場所の違いに十分に留意しながら把握するとともに、絶えず変化する潮流を念頭に置き、新たな施策の展開に努めます。

(3) 町民との協働や広域行政の推進

町民と町との協働を基本とし、それぞれの役割と責任のもとに、地域のことは地域自らが決めて実行していく地域自治を推進します。

町民ニーズが多様化するとともに、市町村行政が効率的かつ効果的に対応するため、これまでもごみやし尿の処理、消防、下水道、介護保険等の様々な分野で近隣市町村と連携し、対処する広域行政を推進してきました。

また、最近では、県内全町村による電算システムの統合が具体化されています。

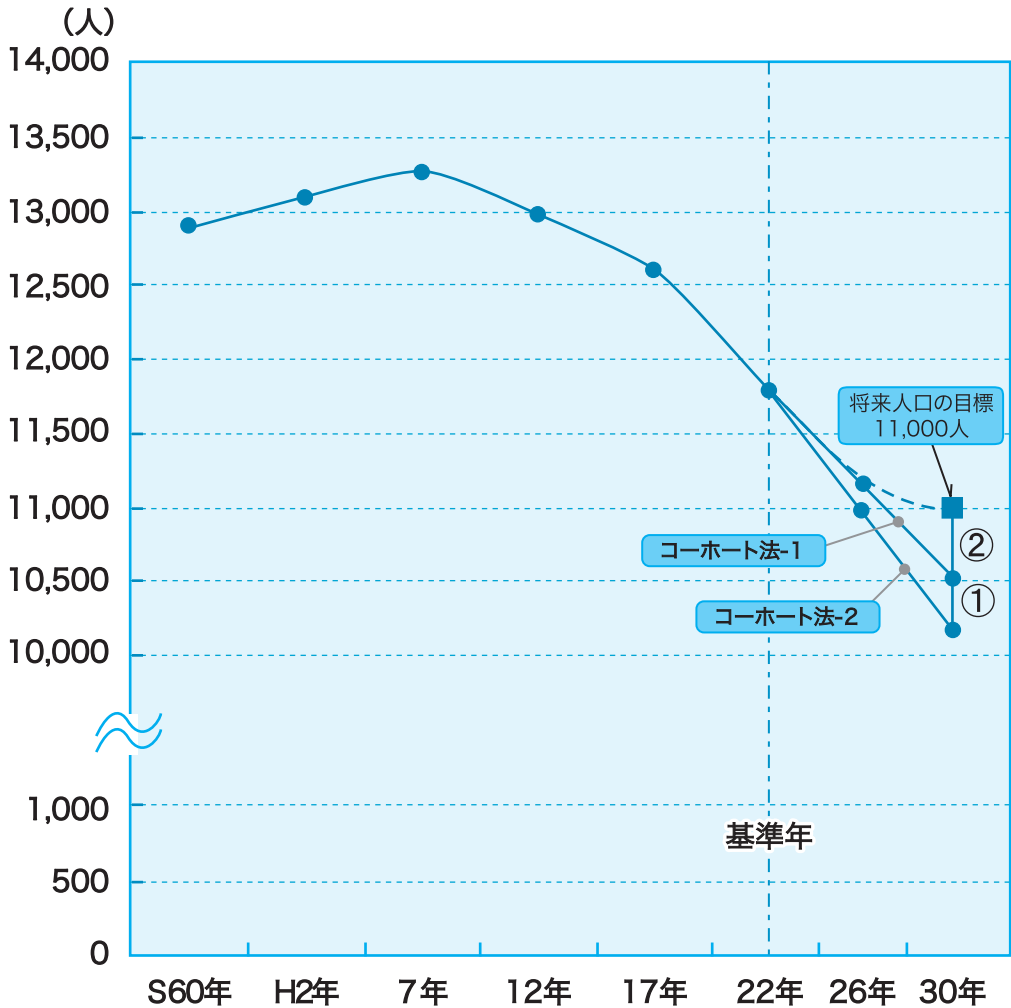
今後においても、地方分権のさらなる発展や道州制の導入など国、地方を通じた大きな改革のなかで、近隣市町村とのより一層の連携を強く求ていきます。

6. 将来人口フレーム

松田町の人口は、平成7年の13,270人を境にして減少傾向が続いています。こうした傾向は自然動態の減少だけではなく、転出超過にともなう社会減も大きな要因となっているほか、近年の全国的な少子化の進行や人口減少社会の到来などにより、今後とも人口の減少傾向が続くことが予想されています。

こうした厳しい状況のもと、社会減の要因でもある人口流出の抑制につながる施策等を進めていくとともに、まちなかの未利用地の宅地化や町営住宅の建替えなどの新たな住宅地の供給のほか、交流や体験などを通じて、町への定住につながる人口定住化対策を先導的・積極的に展開し、新しい生活スタイルや魅力を高めながら、平成30年における松田町の将来人口を11,000人と想定します。

		平成17年 国勢調査	平成22年 住民基本台帳	目標年次 (平成30年)
総人口		12,610人	11,819人	11,000人
三層区分	0～14歳	1,598人	1,274人	1,000人
		12.7%	10.8%	9.1%
	15～64歳	8,357人	7,398人	6,700人
		66.3%	62.6%	60.9%
	65歳以上	2,655人	3,147人	3,300人
		21.1%	26.6%	30.0%



また、将来人口の目標を達成するため、次のような施策を展開していきます。

- 社会増減等における人口流出を抑制する施策 ①
- ・健康・生きがいづくりなどの福祉施策
 - ・医療体制の強化
 - ・子育て支援対策
 - ・生活利便性の向上（商業の活性化）
 - ・雇用の促進
- 人口の増加につなげていく施策 ②
- ・住宅地の供給
 - ・様々な体験などを通じての町への定住化へ
 - ・松田・寄地区居住からの定住化へ
 - ・交流から雇用～定住へ（農業の6次産業化、福祉、健康などの生活支援型産業の育成）

〈参 考〉

■コホート法1（要因法：封鎖人口）による推計値

《推計結果》（平成26年）：11,181人 （平成30年）：10,545人

- ・社会増減を含まず、出生率、生存率といった自然増減のみを勘案した推計方法である。
- ・将来の出生率及び生存率、特殊出生率に関しては国立人口問題研究所が発刊している市区町村別将来人口推計（平成20年12月推計）の松田町の指標を用いる。
- ・算出においては、基準年となる平成22年の松田町の5歳階層別人口に出生率及び生存率を乗じて、平成27年及び32年における5歳階層別人口及び総人口を算出し、その後、5カ年の変化を按分して平成26年及び30年における5歳階層別人口、総人口を算出する。

■コホート法2（要因法：詳細）による推計値

《推計結果》（平成26年）：11,002人 （平成30年）：10,184人

- ・コホート法1（封鎖人口）に一定の社会増減を勘案した推計方式である。
- ・社会増減の算出においては、国立人口問題研究所が発刊している市区町村別将来人口推計（平成20年12月推計）の松田町の純移動率を用いる。
- ・平成22年住民基本台帳を基準とするコホート法1により算出される各年齢階層別人口に純移動率を乗じて純移動数(社会増減数)とし、その合計値を推計値とする。この方法を再度繰り返し行い、平成27年及び平成32年における5歳階層別人口及び総人口を算出する。その後、5カ年の変化を按分して平成26年及び30年における5歳階層別人口、総人口を算出する。

第3章

施策の大綱

将来像を実現するための施策大綱別計画の6つの柱（目標）将来像である「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」の実現に向けて、次の6つの柱（目標）を掲げ、「住みやすさ・生活しやすさ」を追求し、松田スタイルの確立をめざします。

1. 自然豊かな美しい環境を育む（自然・景観）

豊かな自然環境を保全していくとともに、環境との共生の視点に立った暮らしなど、緑と水のまちとしての魅力を高め、環境や景観を楽しむまちづくりを進めます。

町民の環境に対する高い意識を活かし、町民と一体となって身近な環境対策への取り組みを進めます。

（1）緑と清流を活かした環境づくり

町の基調ともなる緑と清流の豊かな自然環境や景観を守り、活かしながら、貴重な資源としての魅力を高め、新たな活力を創造する土地利用を進めます。あわせて、地域の特性に応じた景観づくりを進めます。

（2）環境に配慮したまちづくり

松田町は丹沢山系や箱根外輪山をはじめとする緑豊かな山々、中津川・酒匂川・川音川などの河川といった豊かな自然環境を有しており、こうした自然環境は、町や町民の誇れる資源として後世に継承していく必要があります。

そのため、町民の環境に対する高い意識を活かし、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止に向けたパトロール、日常生活のなかでの地球温暖化対策などに取り組み、環境と共生した暮らしづくりを進めます。

2. 安全で心地よい環境を育む（都市基盤・生活環境）

町民の誰もが暮らしやすい都市基盤づくりとともに、松田地区や寄地区の特性に応じた環境づくりを進めます。

町民が安全に安心して暮らすことのできる身近な生活環境づくりを進めます。

（1）暮らしやすい生活環境づくり

町民の快適な生活を支える身近な生活道路をはじめ、骨格的な道路や公共交通、公園・緑地、住宅、上水道・生活排水対策などの生活基盤の整備を、地域の特性に応じて計画的に整備を進めます。

また、新松田駅前北口広場の整備やコミュニティバスの運行、町営住宅の再編などに向けた検討を進めます。

（2）安全・安心なまちづくり

近年、大規模な地震や異常気象などによる自然災害が多発し、甚大な被害をもたらしており、神縄・国府津－松田断層が通る松田町においても町民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。あわせて、防災・防犯・消防・交通安全など、身近な地域を自分たちで守る意識の醸成を図り、町民と協働して誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3. 元気と心かよう安らぎを育む（健康・福祉）

だれもが健やかで元気に暮らせるよう、町の持つ多彩な環境を活かした健康・元気づくりとともに、町民の視点に立った医療・福祉の環境づくりを進めます。
身近な地域における人や地域のつながりやふれあい、助け合いを活かし、みんなが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

（1）生き生きと暮せるまちづくり

だれもが生涯現役で暮らすことのできるまちづくりを基本に、日常における健康づくりや疾病・介護予防などの町民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援するとともに、身近なかかりつけ医から足柄上病院などの主要な医療施設とが連携・連動した地域医療体制の充実を図ります。あわせて、救急医療体制の充実・強化に努めます。

子育てから保育、医療政策を充実し、住みたい・住み続けたいと思える松田らしい誇れる環境づくりを計画的に創りだし、小さくても魅力いっぱいのまちづくりをめざします。

（2）多様な福祉サービスの提供

だれもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、地域でのふれあいや助け合いなどを通じて、地域のみんなで支え合う福祉社会の形成を進めます。

4. 未来をひらく人と文化を育む（教育・文化）

地域の歴史や文化、風土などの魅力を学び、愛着や誇りを高めていくとともに、明日の担い手となる人づくりを町ぐるみで進めます。

町民の誰もが気軽に学べ、文化や芸術にふれあえる学習環境づくりを進めます。

町の持つ多様な環境や資源を活かし、楽しくできるスポーツ・レクリエーションの環境づくりを進めます。

（1）次代を担う人づくり

人口減少や少子高齢化社会の進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するなかで、子どもの個性を活かした豊かな人間性、健やかな体、確かな基礎学力・体力を身につけ、生きる力を育み、新しい時代に対応できる能力を高める教育を進めていく必要があります。

そのため、新たな学習指導要領にもとづく学習内容や教育環境の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上や学校・家庭・地域が連携した子どもの育成など、特色ある学校づくりを進めます。

また、教育や部活動などをはじめとして様々な面での地域間の交流を進めます。

新たな時代に対応するため、幼保一元化や町内幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置について検討します。

（2）いつでも、だれもが学べる環境づくり

町民のだれもが生涯にわたり、地域で個性や能力に応じた学習が気軽にできる生涯学習社会の実現をめざします。

そのため、町民文化センターを中心として、教育施設や公民館、集会施設などの有効利用を図り、様々な分野にかかわる学習機会の充実とともに、その成果を活かすことのできる場や機会づくりを進めます。

また、町や地域、地区に愛着を持ち、まちづくりに積極的に取り組むことのできる人づくりを進めます。

（3）豊かな文化の創造とスポーツの振興

町や地域の歴史や文化に触れあい・学びながら、誇りや愛着を高め、豊かな地域文化を創造していきます。

また、だれもが楽しくスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりを進めます。

5. 創造性豊かな活力を育む（産 業）

農林業資源を活かしながら総合的産業化を進めるとともに、産業資源の交流や複合化による町に合った産業の育成・振興を図り、町民の豊かな暮らしにつながる創造的な産業の振興を進めます。

（1）魅力ある農林業の振興

農林業では、緑と清流に代表される自然環境や豊かな農産物などを活かし、総合産業化に取り組み、これからの新しい農林業としての振興を進めます。

そのため、安全で信頼のできる農産物の提供や加工・販売などの高付加価値化、商業や観光などとの連携による地産地消や直売、農とふれあえる観光農業などの多様な取り組みを進めます。

地域の資源を活かし、生きがいを持って継続的に働ける、特色ある産業の振興をめざします。また、町全体の魅力を高め、交流・ふれあいの発展をめざします。

（2）活力を創造する商工業の振興

商業は、町民の生活を支える身近な産業であるとともに、町を訪れる来訪者に対しての観光商業としてサービスの提供が求められています。

そのため、商店街の活性化や買い物をしやすい環境づくり、空き店舗などの活用を進め、町民と来訪者に対応した魅力のある商業環境づくりを進めます。

また、農林業などとの連携による地産地消や直売、宅配などのサービスの提供を進めます。

工業では町内に立地する既存企業に対する経営の安定化に向けた支援体制づくりを進めます。

（3）地域の資源を活かした観光の振興

緑や清流の自然環境、町や地域の歴史や文化、豊かな農作物など、町の特性を活かした観光の振興を図るとともに、町に関わる様々な情報を発信していく必要があります。

そのため、地域の魅力ある資源を再確認していくとともに、そうした資源を積極的に活用して地域の魅力づくりを進めます。

6. みんなが誇れるまちを育む（行財政、自治・まちづくり）

町民のまちづくりや地域づくりに対する意識を高めながら、地域住民を主体とする地域自治の実現に向けた取り組みを進めます。

限られた財源と人材のなかで、町民にとって魅力と誇りの持てるまちに向けて、地域力の育成、まちづくりを先導する人材の育成や実践につながるシステムの構築など、小さなまちだからこそできるまちづくりを進めます。

（1）町民・地域自治を育む

町民のだれもが安心して生き活きと暮らしていくことのできる自立した地域社会を実現し、一人ひとりが住みたいと思えるまちづくりに向けて、地域でのふれあいや支え合いを基本とした地域コミュニティの育成を進めます。

また、町民と町との協働を基本とし、それぞれの役割と責任のもとに、地域のことは地域自らが決めて実行していく地域自治を実現していくことが重要です。

さらに、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、一人ひとりが尊重される人権尊重社会や男女が互いに尊重しあえ、等しく個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を進めます。

（2）創造的な行財政運営の推進

多様化・高度化する町民ニーズに対応していくため、町は協働のまちづくりを先導していく役割を十分に認識し、先見性を持って創造的な行財政運営を推進していくことが求められています。

このため、行政改革を推進し、更なる財政の健全化を図り、効果的・効率的な行財政運営を進めていくとともに、政策企画能力や調整能力など職員の能力の向上に努め、町民の視点に立った柔軟で合理的な行政の推進体制づくりを進めます。

また、生活圏や交流圏の拡大に対応して近隣市町村との広域連携の強化を進めます。

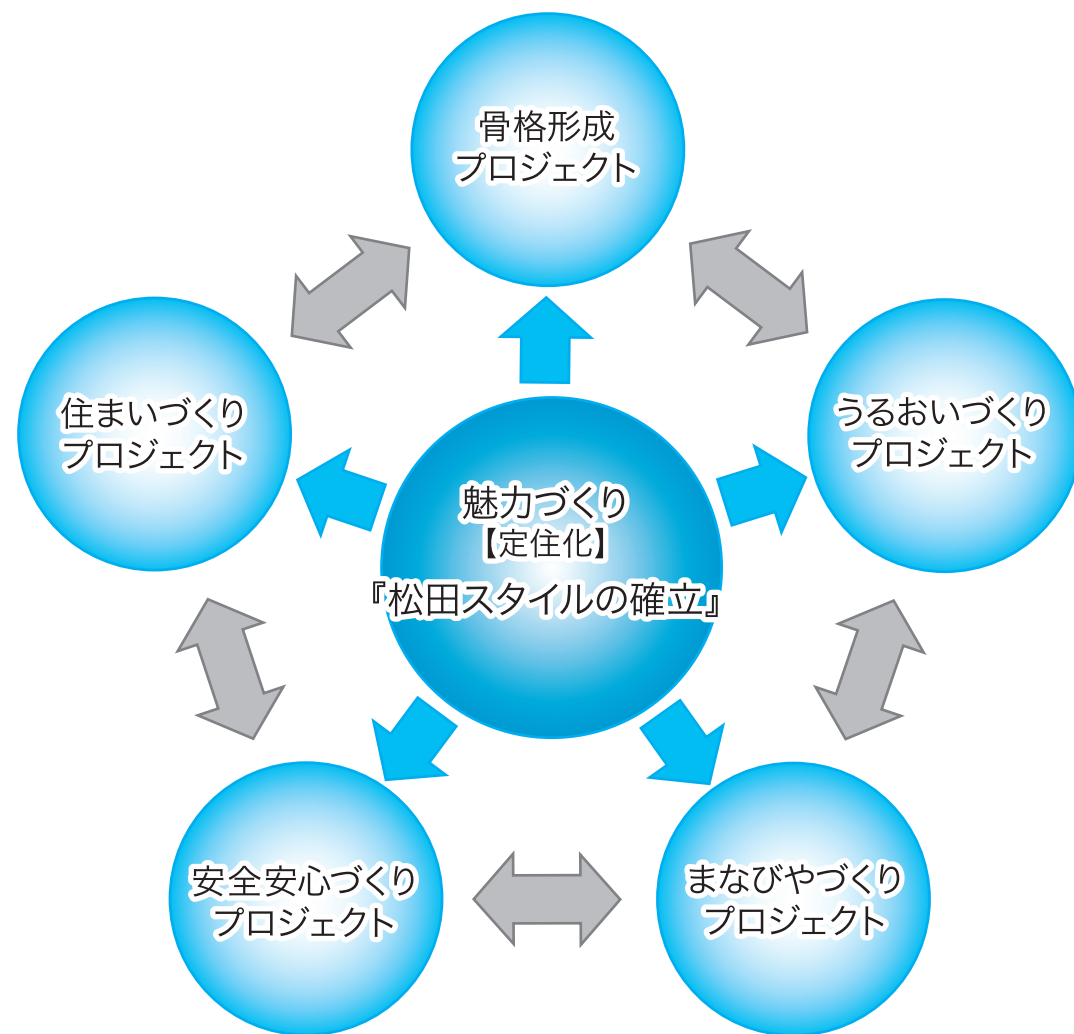
第4章

まちづくり戦略「定住化」

松田町の魅力：緑と水、ゆたかな自然と豊富な歴史・文化資源
松田町の特徴：広域の交通拠点、コンパクトな空間とふれあい、自治・自立



町の特徴を未来の豊かな生活とまちづくりや、住み続けるまちにつなげていくための『定住化を促進する5つのプロジェクト』を位置付け、住みやすさ・生活しやすさを追求し、松田スタイルを確立します。



1. まちづくり戦略プロジェクト

松田町の将来像である「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」の実現に向けて、限られた人材と財源のなかで、小さなまちとして定住化に取り組んでいくためには、戦略的な視点に立ったまちづくり戦略を進めていく必要があります。

まちづくり戦略プロジェクトにおいては、町の持つ魅力や特徴を強みと捉えて、町の特性や資源、将来像の基本的な軸となる「骨格形成」「住まいづくり」「うるおいづくり」「安全安心づくり」「まなびやづくり」の5つのプロジェクトを尊重し、「松田スタイルの確立」に向けて取り組みます。

2. まちづくり戦略の内容

1. 骨格形成プロジェクト

広域交流の結節点機能の強化による地域資源などとの交流・ふれあいを活性化し、賑わいのあるまちづくりをめざします。

2. 住まいづくりプロジェクト

住みたい・住み続けたいと思える松田らしい誇れる住まいと環境づくりを計画的に創りだし、小さくても魅力いっぱいのまちづくり・家づくりをめざします。

3. うるおいづくりプロジェクト

町の基本的な資源・誇れるものとなっている緑と水を活かし、自然環境・景観を大切に、地域の資源を活かした里づくりをめざします。

4. 安全安心づくりプロジェクト

豊かな心と暮らしを営む「松田スタイル」の実現に向けて、安全・安心なまちづくりに加えて、特に地域でみんなが生き生きと、かたり・つながり・参加から松田の心の醸成と仕組みを持ったまちづくりをめざします。

5. まなびやづくりプロジェクト

幼保一元化や少子化の動向を踏まえた町内幼稚園、小中学校のあり方を検討して、地域にあった教育体制づくりをめざします。

地域の歴史や文化、風土の魅力を学び、町への愛着を高めながら、将来の町に貢献できる人づくりをめざします。また、だれもが気軽に学べる環境づくりをめざします。

1) 自然豊かな美しい環境を育む（自然・景観）

(1) 緑と清流を活かした環境づくり

1. 土地利用
2. 河川・砂防・治山
3. 景 観

(2) 環境に配慮したまちづくり

1. 自然環境の保全
2. ごみ処理対策

2) 安全で心地よい環境を育む（都市基盤・生活環境）

(1) 暮らしやすい生活環境づくり

1. 新松田駅・松田駅周辺の整備
2. 骨格的道路網と生活道路
3. 公共交通
4. 公園・緑地
5. 住宅対策
6. 水道事業
7. 下水道・生活排水施設整備

(2) 安全・安心なまちづくり

1. 消防・救急
2. 防災対策
3. 防犯対策
4. 交通安全対策
5. 消費者の保護

3) 元気と心かよう安らぎを育む（健康・福祉）

(1) 生き生きと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりと地域医療
2. 地域福祉
3. 社会保障

(2) 多様な福祉サービスの提供

1. 児童福祉
2. 高齢者福祉
3. 障害児・障害者福祉

4) 未来をひらく人と文化を育む（教育・文化）

(1) 次代を担う人づくり

1. 幼児教育と学校教育
2. 青少年健全育成

(2) いつでも、だれもが学べる環境づくり

1. 生涯学習

(3) 豊かな文化の創造とスポーツの振興

1. 地域文化の創造
2. スポーツ・レクリエーション

5) 創造性豊かな活力を育む（産 業）

(1) 魅力ある農林業の振興

1. 農林業の振興

(2) 活力を創造する商工業の振興

1. 商工業の振興

(3) 地域の資源を活かした観光の振興

1. 観光の振興

6) みんなが誇れるまちを育む（行財政、自治・まちづくり）

(1) 町民・地域自治を育む

1. 地域コミュニティと自治の育成
2. 町民参加・主体のまちづくり
3. 人権・男女共同参画

(2) 創造的な行財政運営の推進

1. 行政運営
2. 財政運営
3. 広域行政



第3編

資料編

町民意識調査の概要

1. 調査の目的と方法

1) 目 的

町民意識調査は、松田町第5次総合計画の策定にあたって、町民の施策や事業に対する取り組みの満足度や今後の必要度、将来像、さらには、まちづくりにおける施策に対する意向や要望などを探り、計画策定に活用していくことを目的として実施したものです。

2) 調査の方法

- (1) 調査対象：松田町の全世帯（4,541 世帯）
- (2) 調査方法：町内の各自治会を通じて各戸へ配布及び郵送による回収
- (3) 調査期間：平成 21 年 12 月 28 日～平成 22 年 1 月 8 日

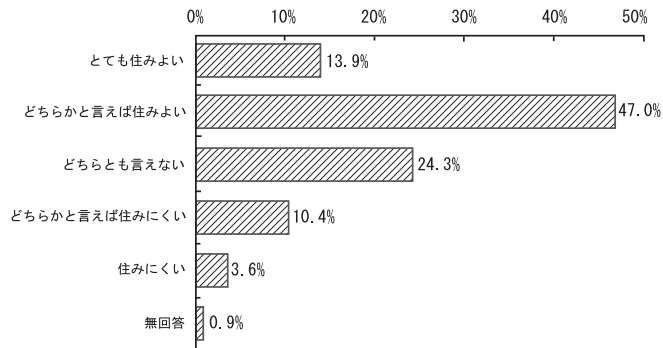
3) 回収状況

- (1) 標 本 数：4,541 票
- (2) 有効回収数：1,509 票
- (3) 有効回収率： 33.2%

2. 調査の結果

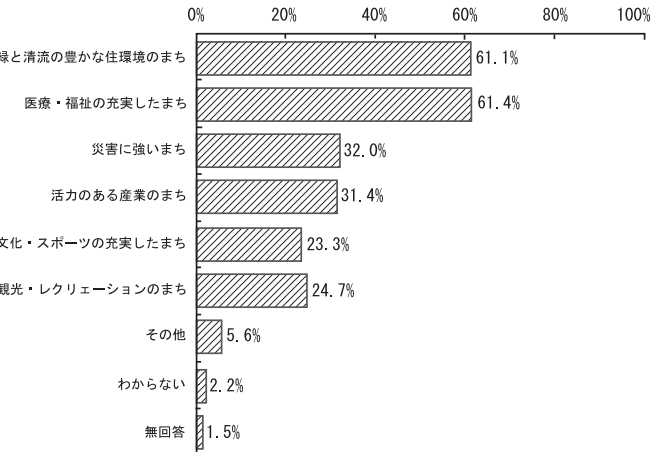
(1) 松田町の住み良さについて

- ・ 6 割の人が松田町は住みよいと感じています。



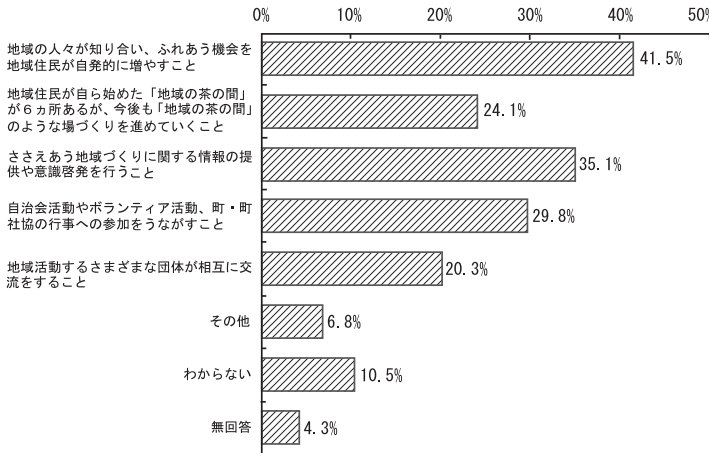
(2) 松田町の将来に向けた取り組みについて

- ・ 医療・福祉の充実したまち、緑と清流の豊かな住環境のまち、災害に強いまち、活力のある産業のまちが将来像として期待されています。



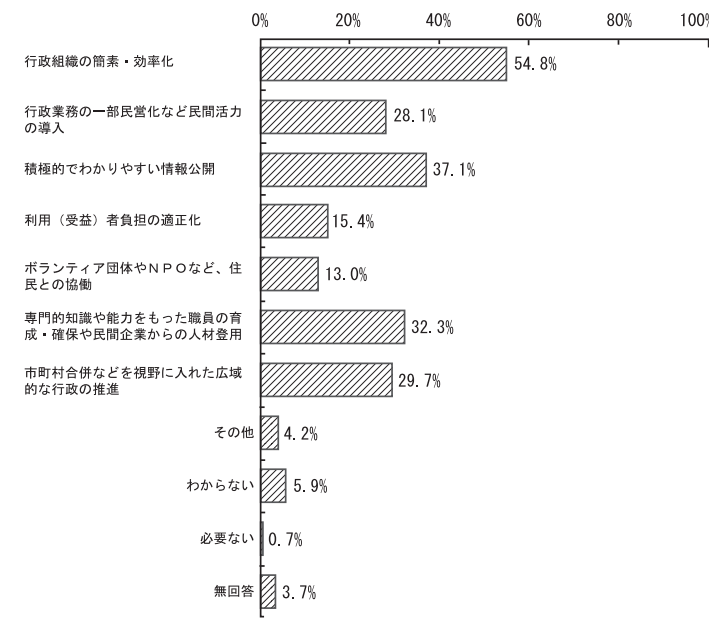
(3) 住民同士が支えあう地域づくりの取り組みについて

- ・ 地域の人々が知り合い、ふれあう機会を地域住民が自発的に増やすこと、ささえあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発を行うこと、自治会活動やボランティア活動、町や町社会福祉協議会の行事への参加を促すことなどの取り組みが必要であると感じています。



(4) 行財政改革での重点的な取り組みについて

- ・ 行政組織の簡素・効率化や積極的でわかりやすい情報公開、専門的な知識や能力をもった職員の育成・確保や民間企業からの人材の登用、市町村合併などを視野に入れた広域的な行政の推進などに取り組んでいく必要があると感じています。



第5次総合計画策定経過

月 日	内 容
平成 21 年 9 月 15 日	総合計画審議会委員募集
9 月 24 日	総合計画審議会委員推薦依頼
10 月 14 日	識見者と基本方針の調整
10 月 15 日	一般公募抽選会
10 月 27 日	第 1 回総合計画審議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画策定の方針について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画体制案について ・計画策定までのスケジュール案について ・町民意識調査案について
11 月 4 日～ 6 日	総合計画 21 実施計画に伴う予算ヒアリング
12 月 3 日	第 2 回総合計画審議会開催 ・町民意識調査案について
12 月 25 日	町民意識調査 ・自治会に調査依頼
平成 22 年 1 月 26 日	第 3 回総合計画審議会開催 ・町民意識調査の集計等について
2 月 18・19 日	総合計画 21 後期基本計画のヒアリング ・所管課とヒアリング
4 月 15 日	政策会議 ・総合計画基本構想素案の説明
4 月 21 日	識見者と基本構想の調整
4 月 27 日	第 4 回総合計画審議会 ・松田町第 5 次総合計画策定にあたっての問題、課題等の整理とまちづくりの方向性の検討について
5 月 16 日	分野別まちづくり座談会 P T A 連絡会
5 月 21 日	分野別まちづくり座談会 農業委員会
6 月 1 日	分野別まちづくり座談会 商工青年会
6 月 11 日	政策会議 第 1 次基本構想素案の説明
6 月 11 日	分野別まちづくり座談会 不動産関係者
6 月 14 日	分野別まちづくり座談会 交通指導隊
6 月 17 日	分野別まちづくり座談会 老人クラブ連合会
6 月 18 日	分野別まちづくり座談会 商工振興会
6 月 22 日	第 5 回総合計画審議会 ・分野別まちづくり座談会の状況について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画策定、まちづくり基本政策第 1 次構想骨子の検討案について
7 月 5 日	分野別まちづくり座談会 環境美化推進委員会
7 月 7 日	分野別まちづくり座談会 民生委員・児童委員協議会

7 月 21 日	分野別まちづくり座談会 消防団
7 月 27 日	第 6 回総合計画審議会 ・分野別まちづくり座談会の状況について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画アクションプログラム案について
8 月 8 日	分野別まちづくり意見交換会 P T A 連絡会（2 回目）
8 月 9 日	分野別まちづくり意見交換会 商工振興会（2 回目）
8 月 19 日	分野別まちづくり座談会 保健福祉団体
8 月 30 日	第 7 回総合計画審議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画基本構想案について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画まちづくりアクションプログラム案について
9 月 22 日	第 8 回総合計画審議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画基本構想案について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画まちづくりアクションプログラム案について
9 月 29 日	まちづくり懇話会 寄地区
9 月 30 日	まちづくり懇話会 松田地区
11 月 1 日	第 9 回総合計画審議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画の原案について諮問 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画基本構想案、まちづくりアクションプログラム案について
11 月 19 日	議会全員協議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画基本構想案、まちづくりアクションプログラム案について報告
11 月 22 日	第 10 回総合計画審議会 ・（仮称）松田町第 5 次総合計画基本構想案、まちづくりアクションプログラム案について ・（仮称）松田町第 5 次総合計画の原案について答申
12 月 8 日	平成 22 年第 4 回議会定例会 第 5 次総合計画基本構想案議決 ・ホームページに松田町第 5 次総合計画基本構想、まちづくりアクションプログラム掲載
平成 23 年 2 月 1 日	広報まつだに松田町第 5 次総合計画の概要を掲載

松田町総合計画審議会条例

昭和 43 年 12 月 27 日 条例第 27 号
改正 平成 10 年 3 月 25 日 条例第 11 号
平成 11 年 9 月 17 日 条例第 10 号
平成 19 年 3 月 30 日 条例第 3 号

- (目的)
- 第1条 この条例は、松田町の長期かつ総合的な目標を計画策定し、松田町の発展を期するとともに住民福祉の向上に寄与するための松田町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- (所掌事務)
- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、松田町総合計画の策定、その他、その実施に関して、必要な調査及び審議を行なう。
- (組織)
- 第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。
- (1) 町議会の議員 2 人
- (2) 町教育委員会の委員 1 人
- (3) 町農業委員会の委員 1 人
- (4) 町の区域内の各種団体の代表 6 人
- (5) 学識経験を有する者 2 人
- (6) 公募による者 3 人
- (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。
- 2 委員は、再任することができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が命ずる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。
- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成 10 年条例第 11 号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 11 年条例第 10 号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例施行の際、改正前の条例の規定により任命された委員については、この条例により任命されたものとみなし、その任期満了まで在任する。

松田町総合計画審議会委員名簿

平成 23 年 2 月 22 日現在

役 職	氏 名	団 体 名 等
会 長	鈴木 眞徳	町 議 会 議 員
副会長	渋谷 薫	農 業 委 員 会
委 員	小澤 啓司	町 議 会 議 員
委 員	安藤 文一	教 育 委 員 会
委 員	杉山 一男	自 治 会 長
委 員	中津川勝七	自 治 会 長
委 員	橋本 眞一	民生委員 児童委員協議会
委 員	中村 公三	商 工 振 興 会
委 員	坂田 純	P T A 連 絡 会
委 員	吉崎なつき	P T A 連 絡 会
委 員	鍵和田金吾	学 識 経 験 者
委 員	古舘 信生	学 識 経 験 者
委 員	中川 雅実	公 募
委 員	佐藤 良男	公 募
委 員	八巻 清	公 募

松 第 687 号
平成 22 年 11 月 1 日

松田町総合計画審議会
会 長 鈴 木 眞 徳 殿

松田町長 島村俊介

（仮称）松田町第 5 次総合計画原案について（諮問）

このことについて、松田町総合計画審議会条例第 2 条の規定により貴審議会に
諮問いたします。

平成 22 年 11 月 22 日

松田町長 島村俊介様

松田町総合計画審議会
会長 鈴 木 眞 徳

（仮称）松田町第 5 次総合計画原案について（答申）

平成 22 年 11 月 1 日付け松第 6 8 7 号で諮問のありました標記計画原案につい
て、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当なものであると認めます。

今後、松田町第 5 次総合計画の実現に向け、6 つの施策大綱を中心として、計
画の効果的かつ着実な推進に努められるよう期待するとともに、実施にあたって
は、特に次の点に留意されるよう強く希望します。

- 1 これからの時代は、人口減少や少子高齢化、地方分権の進展など、かつてな
い課題に直面することとなる。これらの課題の解決に向けては、基本構想に掲
げられた「まちづくりの基本姿勢」の理念のもと、幅広く町民の知恵と汗を結
集し、これまで以上の「定住化」によるまちづくりの実践に努めること。
- 2 この計画に示された施策を実現するため、健全かつ効果的な財政運営に努め
るとともに、常に進捗状況を管理しながら持続可能な行政運営に努めること。
また、施策の実行に柔軟に対応できるよう、組織の見直しや不断の行政改革
に取り組むこと。
- 3 定住化の促進にともなう、まちづくりについては、町民の関心や期待感が高
いといえるので、「暮らしやすい生活環境づくりの新松田駅・松田駅周辺の整備」
については、町民意識調査やこれまでの経緯を踏まえつつ、関係者等の意見を
聴きながら、具体的な実施方法等の方向性を定めること。
また、「次代を担う人づくり」については、新たな時代に対応するため、幼保
一元化や町内幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置についての検討を
推進すること。
さらに、「地域の資源を活かした観光の振興」については、豊かな自然と豊富
な歴史、文化資源を活かした農林業等と連携した魅力ある観光のまちづくりの
実践に努めること。
- 4 計画における目標の達成のためには、町のみならず町民などに期待される役
割についても、その実行に向け努力することが重要となる。そのことから計
画の内容説明など町民への周知を十分に行うこと。
- 5 今後の計画の実施に際しては、町民との協働によるまちづくりの精神を忘れ
ず、審議の過程で各委員から述べられた意見等に十分配慮すること。

松 田 町 第 5 次 総 合 計 画

〈 基 本 構 想 〉

平成 23 年 3 月

発行 松田町 企画財政課

〒 258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

T E L : 0465-83-1221(代)

F A X : 0465-83-1229

H P : <http://town.matsuda.kanagawa.jp>

E-mail : kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

協力調査機関 株式会社 都市計画センター

緑と清流のまち、ゆとりを楽しむきらめく松田



松田町